

日本・カナダ女性研究者交流事業の創設 プレスリリース

平成 16 年 12 月 10 日
日 本 学 術 会 議
文 部 科 学 省

我が国社会が「知」を創造し活用する社会へ移行する中、男女共同参画を進めるとともに、我が国の研究活動に広がりや活力を与えるという観点から、女性研究者がその能力を最大限発揮し活躍できる環境整備を促進することが極めて重要になっている。

日加外交関係樹立 75 周年及び日加通商関係樹立 100 周年を記念して、先日（11 月 29 日－12 月 1 日）カナダ大使館において主催、開催された「科学技術とビジネスにおける女性」コンファレンスを踏まえて、「日本・カナダ女性研究者交流事業」を創設することとなった。

本事業は、日本学術会議、文部科学省、カナダ大使館、カナダ王立協会、カナダ保健研究機構、カナダ自然科学・工学研究審議会が協力して、両国の優れた女性研究者が相互訪問を通じて、幅広く科学技術・学術分野における女性の活躍を促進するために実施されるものである。

- (1) 日本、カナダ両国の女性研究者が相互に交流し、相手国の大学・研究機関に滞在（1 週間程度）し、専門とする分野における最近の研究動向について情報交換するとともに、初等中等教育段階の学校を訪問して、研究者としての科学技術・学術分野における女性のキャリアパス、自らの研究活動や研究者としての経験について紹介する機会を提供する。
- (2) 研究者の派遣受入は、日本学術会議、文部科学省、カナダ大使館、カナダ王立協会が協力して行う。
- (3) 経費は、日本側は文部科学省、カナダ側はカナダ保健研究機構及びカナダ自然科学・工学研究審議会が負担する。
- (4) 毎年、両国からそれぞれ最大 2 名までの女性研究者の派遣・受入を行う。
- (5) 女性研究者の募集要項等実施方法の詳細は関係機関間で今後協議して定める。
- (6) 平成 17 年中に相互に派遣・受入を行う予定。
- (7) 平成 17 年より 3 年間を目処に実施し、その後の本事業の継続については、双方で改めて協議するものとする。